

看護配置基準

- 3F：急性期一般入院料4 看護職員10：1
✓ 1日に12人の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。
「時間帯ごとの配置は次の通りです」
《二交代制》
 - ・ 朝8時30分から夕方16時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は5人以内
 - ・ 夕方16時30分から朝8時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は14人以内

- 4F：回復期リハビリ病棟入院料2 看護職員13：1、補助者30：1
✓ 1日に10人の看護職員（看護師及び准看護師）と4人の看護補助者が勤務しています。
「時間帯ごとの配置は次の通りです」
《二交代制》
 - ・ 朝8時30分から夕方16時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は8人以内
看護補助者の1人当たりの受け持ち数は14人以内
 - ・ 夕方16時30分から朝8時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は20人以内
看護補助者の1人当たりの受け持ち数は40人以内

- 5F：療養病棟1 看護職員20：1、補助者20：1
✓ 1日に6人の看護職員（看護師及び准看護師）と6人の看護補助者が勤務しています。
「時間帯ごとの配置は次の通りです」
《二交代制》
 - ・ 朝8時30分から夕方16時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は10人以内
看護補助者の1人当たりの受け持ち数は8人以内
 - ・ 夕方16時30分から朝8時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は20人以内
看護補助者の1人当たりの受け持ち数は40人以内